

箕面市（平成 19 年 6 月 20 日から）

対象建築物		構造	特定工程	特定工程後の工程
用途	規模	◆基礎工事（※1） 法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（法第 68 条の 20 の規定により認証型式部材等に関する検査の特例を受ける建築物を除く）	基礎の床版及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程（以下「配筋工事」という。）	基礎の床版及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程（以下「コンクリートの打込工事」という。）
住宅（長屋を含む。）、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分を含む建築物	確認の申請又は計画の通知部分の床面積の合計が 50 m ² を超えるもの			
上記に掲げる建築物以外の建築物	確認の申請又は計画の通知部分の床面積の合計が 300 m ² を超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの	◆建方工事（※2・3）		
		1. 木造 （法第 68 条の 10 の規定により主要構造部について型式適合認定を受けたものを除く）	屋根の小屋組の工事の工程（構造耐力上主要な部分である継手又は、仕口の緊結工事、壁又は筋かいの取付工事等を含む。）	壁の外装工事または内装工事の工程（構造耐力上主要な部分である壁の取付工事を除く）
		2. 鉄骨造 （法第 68 条の 10 の規定により主要構造部について型式適合認定を受けたものを除く）	2 階の床版の取付工事の工程（平屋については、建方工事の工程）	壁の外装工事又は内装工事の工程
		3. 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造を併用したもの（法第 68 条の 10 の規定により主要構造部について型式適合認定を受けたものを除く）	2 階の床版（平屋については屋根版）及びこれを支持するはりの配筋工事の工程（配筋工事を現場で施工しないものについては、2 階の床版（平屋については、屋根版）及びこれを支持するはりの取付工事の工程）	2 階の床版（平屋については屋根版）及びこれを支持するはりのコンクリートの打込工事の工程（コンクリートの打込工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱または壁の取付工事（平屋については、壁の外装工事又は内装工事）の工程
		4. 1 から 3 までに掲げる構造以外の構造（1 から 3 までに掲げる構造で法第 68 条の 10 の規定により主要構造部について型式適合認定を受けたものを含む。）	屋根の工事の工程（構造耐力上主要な部分である壁の取付工事等を含む）	壁の外装工事又は内装工事の工程（構造耐力上主要な部分である壁の取付工事を除く。）
		（5.（1）から（4）までの構造の区分のうち 2 以上の構造の区分にわたる構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事 1 に掲げる構造を含む場合については、最も遅く施工する工事の工程）	左記に掲げる工事に係る構造に対応する 1 から 4 までの構造の区分に応じた右欄に掲げる特定工程後の工程

（※1） 一の確認の申請又は計画の通知で 2 棟以上の中間検査を行う建築物がある場合は、最も早く施工する棟の基礎の床版及びこれを支持するはりの配筋工事の工程を基礎工事に関する工程とし、基礎の工事を 2 以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の基礎の床版及びこれを支持するはりの配筋工事の工程を基礎工事に関する特定工程とする。

（※2） 一の確認の申請又は計画の通知で 2 棟以上の中間検査を行う建築物がある場合は、最も早く施工する棟の同表右欄に掲げる工事の工程を建方工事に関する特定工程とし、建方の工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の同表右欄に掲げる工事の工程を建方工事に関する特定工程とする。

（※3） 法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の規定による特定工程の適用を受けるものを除く。

適用除外 ・ 法第 85 条の規定の適用を受ける建築物

・ 既存の建築物の部分を利用するため、特定工程の工事を施工しない部分